

売買契約書

本日、売り主 山田太郎（以下甲という）と、買い主 佐藤次郎（以下乙という）とは、下記の通り、売買契約を締結した。

第1条（当事者の表示）

売主（甲）の住所：東京都新宿区西新宿1-2-3

氏名：山田太郎

買主（乙）の住所：東京都渋谷区恵比寿南2-4-5

氏名：佐藤次郎

第2条（売買の対象）

甲は、本日、下記物件を、乙に売り渡し、乙はこれを買取ることに合意した。

品名：Apple MacBook Pro 15インチ 1,000台

その他商品の詳細：2019年モデル、256GB SSD、16GB RAM

第3条（売買代金）

甲は、本件物件の売買代金総額を20,000,000と定め、乙は左記金額を支払うことに合意した。

ただし、同代金総額の範囲は上記第2条の全商品すべての代金である。

第4条（売買代金の支払い方法の定め）

乙は、前項売買代金を、次の方法によって支払う。

- 手付金 5,000,000円を契約締結時に支払う。
- 中間金 5,000,000円を 2024年 5月 1日に支払う。
- 残金 10,000,000円を 2024年 6月 1日に、本件の引き渡しと引き替えに支払う。

第5条（商品の引き渡し方法）

1 本件商品は 2024年 6月 1日までに、次の方法で引き渡す。

- 残金と引き替えに引き渡す。
- 残金入金を確認した時点で、郵送する。
- 分割払い金の第一回分の確認をした時点で郵送する。

2 商品の所有権移転時期：

本件商品は、現物の引き渡しと同時にその所有権が移転するものとする。

第6条（中古品の場合）

甲は、本件商品につき、下記の内容であることを表示し、乙はこれを承諾した。

- ・本件商品の品質の表示
使用期間（購入時期）：2019年7月
使用方法（商品の程度）：通常の使用
（通常の使用か、未使用か、かなり使い込んでいるか、等）

- ・保証の有無
保証有無 有り
保証内容
（6ヶ月間は修理費全額負担）

- ・本件商品の瑕疵（不良）
本件商品に瑕疵（不良）を発見したときは、次のうちBとする。
 - A 速やかに代金全額を返還し、売主が商品を引き取る
 - B 売主が商品修理の責任を負う
 - C 買主の費用で負担で売主が修理する
 - D 代金の 割を買主に返還し、商品は引き取らない。
 - E 代金の 割を買主に返還し、商品を引き取る。
 - F 買主がメーカーに直接相談する。売主は責任を負わない。

本件商品の瑕疵（不良）が原因で、損害が広がったときは、次のうち1番とする。

- 1 拡大損害全額および商品代金を支払う。
- 2 拡大損害のうち、代金の 倍までの金額及び商品代金を支払う。
- 3 拡大損害の パーセントの範囲で支払う。
- 4 商品代金の返還のみ行う。
- 5 一切の責任は負わない。買主の負担と責任で処理する。

第7条（契約解約）

本件契約当事者は、本件売買につき、次のいずれかの内容であることを確認した。

- 1 本件売買は、訪問販売であり「訪問販売等に関する法律」に従うことを当事者双方とも認める。本件商品について、買主は契約の日、もしくは契約の日を含めて8日間のあいだであれば何らの理由なく、本件契約を解除することができる。
解除後は、売り主は直ちにその費用負担において、現品を引き取り、かつ受領済みの金員全額を返還するものとする。
- 2 本件売買は、純然たる個人売買であり、代金支払いの後2週間は、本件契約の解除（撤回）を行うことができる。甲は、上記解除の意思表示があったときは、ただちに、受領した代金を返還する。
- 3 本件売買は、純然たる個人売買であるが、買主の責任で本件商品を受領するものであり解約権は放棄し、以後いずれの当事者からも、本件契約は解除できないものとする。

第8条（信義誠実の原則）

本件契約は、当事者双方信義に従い解釈し、誠実に履行することを約し、ここに契約したも

のである。契約内容に疑義が生じたときは双方誠実に話し合い、円満解決を図るものとする。

第9条（裁判管轄の合意）

本件契約につき紛争が生じたときは、第一審の裁判管轄を、東京地方裁判所、もしくは東京簡易裁判所とすることに双方合意した。

第10条（特約）


以上締結したので、契約書を二通作成し、甲と乙とは各自各1通ずつ所持することとする。

2024年1月10日

売り主 住所：東京都新宿区西新宿1-2-3

氏名： 山田 太郎 

買い主 住所：東京都渋谷区恵比須南2-4-5

氏名： 佐藤 次郎 

以上